

物品購入に係る学校事務取扱資料

平成29年3月

小郡市教育委員会教務課

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・	1
物品の購入について	・ ・ ・ ・	2
a. 消耗品、備品の購入	・ ・ ・ ・	2
b. 図書備品の購入	・ ・ ・ ・	3
入力シート	・ ・ ・ ・	4
物品購入伺	・ ・ ・ ・	5
物品購入伺（記入例）	・ ・ ・ ・	8
随意契約伺	・ ・ ・ ・	1 1
随意契約伺（記入例）	・ ・ ・ ・	1 3
仕様書	・ ・ ・ ・	1 4
仕様書（記入例）	・ ・ ・ ・	1 5

1. はじめに

小郡市では、平成19年度より公共調達の適正化を図るために、物品の購入及び役務の提供に係る入札契約事務において、適正な入札方式の選定や、統一的な事務取扱の実施などの取り組みを実施しています。

小郡市の物品役務に係る契約事務の手引きでは、本市の公共調達につき、以下のよう
に示されています。

「公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも市民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。 ～略～ 全ての調達において、地方自治法、同施行令及び契約規則に基づき適正な入札方式を選択しなければならない。」

また、物品役務に係る業者の選定については、本市経済の活性化及び市内業者の育成・健全な発展を図る観点から、市内業者で対応できる案件については、原則市内業者の優先発注を徹底し、市として統一的な事務手続きを行うよう財政担当部署より通達されて
いるところです。

なお、学校予算の執行については、平成28年度より執行権の一部を学校長に委譲し、運用を開始しており、本市の予算執行について、各学校におけるより一層の意思統一を図る必要があります。

このようなことから、小郡市立学校における予算の執行にあたり、統一的に事務処理を行っていただくため、物品購入に関する事務処理の取扱資料を作成しましたので、今後の物品購入の事務処理にあたり、ご活用ください。

平成29年3月 小郡市教育委員会教務課

2. 物品の購入について

(1) 業者の選定について

予定価格に関わらず、業者選定については、市内業者優先です。業者の選定にあたっては、原則として市の競争入札参加者資格名簿における該当業種の中から選定することとなります。

※競争入札参加者資格名簿記載の登録業者は、市内業者は毎年、市外業者は2年に1回見直されます。また、3ヶ月に1度、所在地等の登録情報の更新が行われます。

※登録情報の更新がありましたら市の契約担当課より各部署へ通知がありますので、各学校へは随時教務課よりお知らせします。

(2) 購入手続きについて

物品を学校予算で購入する場合の手続きは、次のとおりとなります。

a. 消耗品、備品の購入

ア. 予定価格3万円未満

事前の手続きは必要ありません。直接発注してください。

イ. 予定価格3万円以上5万円未満

見積書を徴収する必要があります。購入先の業者から見積書を徴収し、保管してください。

ウ. 予定価格5万円以上10万円未満

原則として3者以上※1を対象とした見積り合わせの案件となります。物品購入何の起案・仕様書の作成、随意契約何の起案が必要となります。以下の手順により処理してください。

- ① 予定価格の設定（参考見積書の徴収、過去の実績等）
- ② 物品購入何の起案、仕様書の作成【※別紙記入例（P 8, P 9）を参照】
- ③ 学校長決裁後、教務課へ提出（教務課審査）
- ④ 教務課決裁後、指名業者へ見積書提出依頼（電話、FAX等により通知）
- ⑤ 随意契約締結何の起案（見積り合わせ）【※別紙記入例（P 8, P 9）を参照】
- ⑥ 学校長決裁後、発注連絡
- ⑦ 納品、検収後支払い

※1 予定価格5万円以上10万円未満の場合、原則として3者以上から見積りを徴収することとなりますが、当該業種に登録がある市内業者が1者若しくは2者の場合は、2者以上から見積書を徴することとされています。

例：教材備品の購入 教材の市内登録業者数が1者のときは、業者選定数は市内登録業者を含めて2者でも可です。

エ. 予定価格10万円以上

物品購入伺から随意契約伺、業者への発注連絡までの一切の処理は教務課が行いますので、購入予定品を教務課担当者へ連絡してください。

物品の種類にもよりますが、教務課への連絡から納品まで、約1ヶ月かかります。購入先が決定したら、教務課より学校へお知らせします。

※参考見積書を事前に提出いただくと事務処理が早まります。

b. 図書備品の購入

図書備品は、小郡市立図書館納入書店組合から購入することとされています。現在、該当業者は（有）ふかやま 1者に限られています。

ア. 予定価格3万円未満

事前の手続きは必要ありません。直接発注してください。

イ. 予定価格3万円以上10万円未満

物品購入伺の起案及び教務課の審査が必要となります。以下の手順により処理してください。

- ① 購入図書一覧表の準備（業者からの提出等）※購入品、購入金額がわかる書類
- ② 物品購入伺の起案【※別紙記入例（P8, P10）を参照】
※契約伺を兼ねた様式となります
- ③ 教務課提出（審査）
- ④ 教務課決裁後、発注連絡
- ⑤ 納品、検収後支払い

ウ. 予定価格10万円以上

物品購入伺から随意契約伺、発注連絡までの処理は教務課が行いますので、購入予定図書一覧表を教務課担当者へ提出してください。

決裁後、教務課より学校と業者へ連絡します。

起案入力シート

【執行予定額5-10万円未満の物品を購入する場合】
起案入力シート上の白枠内に必要な情報を入力してください。起案用紙等に自動反映されます。

保存期間	5	←原則5年間です
起案者		
電話		
ファックス		
所属	部 教育	
	課 教務	
	係 ○○○学校	
起案日	平成29年3月17日	
決裁権者		
年度		
起案番号		
納品箇所	○○○学校	
事業名		
件名	○○○購入	
予算残額		
納品期限		
契約の方法	見積りを徴する随契	補助・単独区分
	✓ 仕様書	✓ 補助
添付書類	契約書(案)	単独
	✓ 随意契約の場合	合併
↑ 諸書をつける場合は契約書(案)にチェックを入れてください		
← 余裕を持った期限を設定してください。 ← 執行予定額が5-10万円未満の場合、見積りを徴する随契となります。 図書備品の場合は「見積りを徴さない随契」を選択してください。		
は下記のとおり 28日→06/2/28 h18228		

起案日	平成29年3月17日
予算残額	
第1回変更	
変更後契約額	
変更前契約額	
変更増減額	
変更契約保証金	
添付書類	✓ 変更仕様書
← 小学校2項 中学校3項	約書(案)
← 消耗品費11節 備品18節	由書
原契約期限	
変更契約期限	
(第1回)	
請負業者	

随意契約手続入力シート

見積り合わせ (見積書提出期限)	日		時	分
	場所	起案入力シートの起案番号と同一で可。→		
仕掛書配布	日		時	分
	時		時	分
予定価格公表	業者決定後、随意契約何の起案を行う必要があります。			
現場説明	「随意契約手続入力シート」「契約何入力シート」上の白枠内に必要な情報を入力してください。起案用紙等に自動反映されます。※学校起案の案件で不要な箇所は塗りつぶしています。			
質問期限				
ファックス着信確認				
商号	所在地	電話	ファックス	
○○商店				
○○(株)				
(有)○○				
← 選定業者名を記入してください	見積額が同額だった場合は、再見積りを徴収し、その金額を第2回以降の欄に入力してください。			

契約何入力シート

起案日	
年度	
起案番号	
予定価格(税抜き)	
契約業者	
契約金額(税込み)	
契約保証金	
契約保証金の免除規定	契約規則第30条第3号の規定により免除

見積り合わせ結果(円)		
第1回	第2回	第3回
随意契約法的根拠		
地方自治法施行令第167条の2第1項第1号		
随意契約理由		
執行予定額80万円以下の物品購入であるため		

起案 H29 年 3 月 17 日		保存期間		決裁権者	
決議 年 月 日		永・10・5・1		校長	
公印 *****		課 長 部 長 副市長 市 長			
起案者	電話 ⑩ 番	*** **		*** **	
		担 当 教頭 副校長 校長			
所 属	教 務 課 〇〇〇 学 校			***	
合 議			審 査		
課長補佐 部 長			教 務 課 長		
係 長 課 長			教 務 係 長		
			係 員		
物 品 購 入 伺 下記のとおり物品購入してよろしいか伺います。 尚、決裁の上は下記業者から見積徴収してよろしいか併せて伺います。					
平成 年度	☐ 補 助 ☒ 単 独 ☐ 合 併	起案番号	納品箇所		
		第 号	小郡市立 〇〇〇学校		
事 業 名			件 名		
			〇〇〇購入		
支出科目 一般会計			予算残額		
10 款 項 1 目 節			円		
契約の方法		添付書類			
☐ 一般競争入札 ☐ 指名競争入札 ☒ 随意契約		☒ 仕様書 ☐ 契約書 (案) ☒ 随意契約の場合は理由書			
※ 該当項目に⑩印をつけること。		部分払 ☐ 有 (回) ☒ 無		納品期限 平成 年 月 日	

1. 執行予定額
2. 見積徴収業者
3. 随意契約の法的根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
4. 随意契約の理由
執行予定額80万円以下の物品購入であるため
5. 業者選定理由

1. 購入品目（規格）及び数量等
学校図書 冊 ※詳細は、別紙のとおり。
2. 執行予定額
円
3. 随意契約相手方
小郡市立図書館納入書店組合（(有) ふかやま）
4. 随意契約の法的根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
5. 随意契約の理由
予定価格が80万円以下の物品購入であるため。
6. 見積書を徴さない法的根拠
小郡市契約規則第23条第2項第2号
7. 見積書を徴さない理由
図書の購入のため。
8. 業者選定理由
教材に登録があり、小郡市立図書館購入書店組合に所属する業者は
当該業者のみのため。
9. 請書を省略する理由
契約金額が10万円未満で、業務の履行が確実なため。

起案 H29 年 4 月 3 日		保存期間		決裁権者	
決議 年 月 日		永・10・5・1		校長	
公印 *****		課 長 部 長 副市長 市 長			
起案者	大 塚 芳 崇 ⑩ 電話 番	*** **		*** **	
		担 当 教頭 副校長 校長			
所 属	教 務 課 三 国 小 学 校	←学校名		***	
合 議			審 査		
課長補佐 部 長 係 長 課 長			教 務 課 長 教 務 係 長 係 員		
物 品 ↓図書備品の場合、入力シートの契約の方法を「見積りを徴さない随契」を選択することで、「尚、決裁の上は下記業者と契約してよろしいか併せて伺います。」と文言が変わります。 (随意契約締結何の起案は必要ありません。) 下記のとおり物品購入してよろしいか伺います。 尚、決裁の上は下記業者から見積徴収してよろしいか併せて伺います。					
平成 29 年度	○ 補 助 ● 単 独 ○ 合 併	起案番号 第 1 号		納品箇所 小郡市立 三国小学校	
事 業 名 《記入不要》			件 名 事務用机購入		
支出科目 一般会計 10 款 2 項 1 目 18 節			予算残額 100,000 円		
契約の方法		↑小学校2項 中学校3項 消耗品費11節 備品18節↑		添付書類	
○ 一般競争 ○ 指名競争入札 ● 随意契約				● 仕様書 ○ 契約書 (案) ● 随意契約の場合は理由書	
※ 該当項目に⑩印をつけること。		部 分 払 ○ 有 (回) ● 無		納品期限 平成 29 年 4 月 30 日	

1. 執行予定額	75,000円	←参考見積等により、購入予定金額を決め、記入します。
2. 見積徴収業者		
カジワラ商事 小郡店		←執行予定額5～10万円未満の場合、物品役務業者名簿の該当する業種の中から、原則3者以上を選択します。【※市内業者を優先します】 ※図書備品の購入の場合は別の記載例を参考に
(有) ふかやま		
(有) 久栄堂 など		
3. 随意契約の法的根拠		
地方自治法施行令第167条の2第1項第1号		←予定価格80万円以下のため、法的根拠・理由は全てこのとおりとなります。
4. 随意契約の理由		
執行予定額80万円以下の物品購入であるため		
5. 業者選定理由 (例)		←基本は「【業種名】に登録がある市内業者から選定」で結構です。 市内業者が3者未満の場合や取扱いが特定の業者でないとできない場合、その理由を記入します。
・ 什器備品に登録がある市内業者から選定		
・ 教材に登録がある市内及び近隣の業者から選定		
・ 医療用機器に登録があり、製品の取扱いが可能な近隣の業者から選定 など		

1. 購入品目（規格）及び数量等	
学校図書 100冊	※詳細は、別紙のしおり
2. 執行予定額	※学校図書については一度の購入額が3～10万円になる場合は、学校で起案する必要がありますので、こちらを参考に作成してください。 図書備品（学校図書、教師用教科書、指導書、デジタル教科書）については、図書館納入書店組合を通して購入することとされていますが、小郡市内における加盟店は現在「（有）ふかやま」1者のみとなっていますので、起案裏面はこちらを参照してください。 購入の際に業者よりいただく明細書（購入品、金額がわかる書類）を添付してください。
80,000円	
3. 随意契約相手方	
小郡市立図書館納入書店組合（有）ふかやま	
4. 随意契約の法的根拠	
地方自治法施行令第167条の2第1項第1号	
5. 随意契約の理由	
予定価格が80万円以下の物品購入であるため。	
6. 見積書を徴さない法的根拠	
小郡市契約規則第23条第2項第2号	
7. 見積書を徴さない理由	
図書の購入のため。	
8. 業者選定理由	
教材に登録があり、小郡市立図書館購入書店組合に所属する業者は	
当該業者のみのため。	
9. 請書を省略する理由	
契約金額が10万円未満で、業務の履行が確実なため。	

起 案	年 月 日	保存期間	決裁権者
決 議	年 月 日	永・10・5・1	校長
公 印		課 長 部 長 副市長 市 長	
起案者	電話 番	*** **	*** **
所 属	教 務 課 〇 〇 〇 学 校	担当 教頭 副校長 校長	***

随意契約締結伺

見積徴収の結果を下記のとおり報告いたします。

尚、決裁の上は見積最低業者と契約してよろしいか伺います。

平成 年度 起案 第 号	見積り合わせ 日 時	平成 年 月 日
件 名	〇〇〇購入	
納 品 箇 所	小郡市 〇〇〇学校	
納 品 期 限	平成 年 月 日 まで	
予 定 価 格 (税 込)	円	契 約 業 者 契 約 金 額 円
商 号 又 は 名 称	第 1 回 (円)	第 2 回 (円)
〇〇商店		
〇〇(株)		
(有)〇〇		
随 意 契 約 の 法 的 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号	
随 意 契 約 の 理 由	執行予定額80万円以下の物品購入であるため	

1. 請書を省略する理由

契約金額が10万円未満で、業務の履行が確実なため。

起 案	29 年 4 月 14 日	←見積り合わせの日以降となります		決裁権者
※物品購入伺を作成した案件は、見積り合わせ後に随意契約締結伺を必ず起案してください。決裁後、物品購入伺と一緒に保管します。		永 ・ 1 0 ・ 5 1	校 長	
		課 長	部 長	副市長 市 長
		***	***	*** ***
起案者	大 塚 芳 崇 印 電話 番	担当	教頭	副校長 校長
所 属	教 務 課 三 国 小 学 校	***		

随意契約締結伺

見積徴収の結果を下記のとおり報告いたします。
尚、決裁の上は見積最低業者と契約してよろしいか伺います。

平成 29 年度	起案 第 1 号	見積り合わせ日 時	平成 29 年 4 月 13 日
件 名	事務用机購入 ↑物品購入伺と同じ番号で可		
納 品 箇 所	小郡市 三国小学校		
納 品 期 限	平成 29 年 4 月 30 日 まで		
予 定 価 格 (税 込)	75,000 円	契 約 業 者	カジワラ商事 小郡店
物品購入伺起案時の予定価格を記入します↑		税込みの契約金額を記入します→ 71,280 円	
商 号 又 は 名 称	第 1 回 (円)	第 2 回 (円)	第 3 回 (円)
カジワラ商事 小郡店	66,000	落札業者に決定と入力します→ 決定	
(有) ふかやま	67,000		
(有) 久栄堂	68,000	←税抜き金額を入力します	
随 意 契 約 の 法 的 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号		
随 意 契 約 の 理 由	執行予定額80万円以下の物品購入であるため		

仕 様 書

1. 件名

2. 規格（性能）、数量等

品名	規格	数量	同等品 区分	備 考
			可	

※同等品で見積もる場合は、見積書提出期限3日前の17時までに担当者へ商品のカタログ等を提示し、承認を得ること。

3. 納品先 小郡市立 学校

4. 納品期間

平成 年 月 日（ ）まで

5. その他

- ・納品までの一切の費用を含む

仕 様 書

1. 件名

事務用机購入

←物品購入何の件名に合わせてください。

2. 規格（性能）、数量等

品名	規格	数量	同等品 区分	備 考
両袖デスク	コクヨ SD-SR168DD33NN	1	可	

※同等品で見積もる場合は、見積書提出期限3日前の17時までに担当者へ商品のカタログ等を提示し、承認を得ること。

↑同等品区分は基本的に可とします。不可の場合は合理的な理由が必要です。
予め見積依頼業者が取扱い可能か把握している場合にも可として提出をお願いします。

3. 納品先

小郡市立三国小学校

4. 納品期限

平成29年4月30日まで

←物品購入何とあわせてください。
起案の審査が終わってからの見積り依頼となりますので、余裕を持った日数を設定してください。

5. その他

- ・納品までの一切の費用を含む
- ・既存品の撤去、処分費用を含む
- ・搬入の日程等については、事前に三国小学校と調整を行うこと。

↑必要事項があれば適宜追記してください。